

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 有限会社河崎電気店
代表者及び住所 滋賀県長浜市木之本町木之本1519
代表取締役 河崎 喜英
2. 指名停止措置期間 : 令和5年11月22日から令和6年2月21日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 有限会社河崎電気店は令和5年4月17日付で滋賀国道事務所と「国道8号他道路照明施設維持補修工事」について契約締結したが、令和5年8月28日付で(有)河崎電気店より「契約関係を維持することが困難なため辞退します」との書面が送付されてきたので、工事請負契約書第48条に基づき令和5年9月13日付けで契約を解除した。
5. 指名停止措置理由 : 有限会社河崎電気店が契約内容を履行せず、契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)